平成２７年（フ）第１７５号
青森市金沢２丁目12番32号　コーポカナザワ205号
債務者　竹谷　勝治
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
熊本県宇城市不知火町柏原３番地２
債務者　九谷　邦子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７８号
静岡県藤枝市時ケ谷384番地の８
債務者　八木はるか
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８２号
静岡市葵区千代田４丁目４番312号
債務者　松本　正雄
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８３号
静岡市葵区千代田４丁目４番312号
債務者　松本千代美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２４６号
東京都台東区清川２丁目10―７―302
債務者　中居　裕子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区大田町14番２―404号
債務者　渡部　美香
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１２号
北九州市小倉北区大田町14番２―404号
債務者　渡部　哲男（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２９０号
東京都練馬区上石神井４丁目25―14―202
債務者　金剛寺将志
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３８１号
横浜市鶴見区岸谷３丁目18番44号　サンサーラ岸谷Ａ103
債務者　神野　朋子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
長野県佐久市湯原266番地
債務者　平林　知久
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後３時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３１８号
静岡市葵区駒形通６丁目１番５号
債務者　野村連太郎
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３６号
静岡県島田市金谷天王町1615番地の３
債務者　海福知富美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６０号
静岡市清水区長崎219番地の11
債務者　大多和史也
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６５号
静岡市葵区安東１丁目16番16号　藤コーポ102、旧住所静岡市葵区音羽町24番16号
債務者　森　　啓祐
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７７号
静岡県焼津市柳新屋457番地の１　グリーンハイツ萩原Ｄ―101号室、旧住所静岡県焼津市飯淵1168番地の７
債務者　鈴木久美代
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部